

## 議案第 2 号

### 狭山市下水道整備事業基金条例の一部を改正する条例

狭山市下水道整備事業基金条例（昭和 5 0 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 4 条中「下水道事業特別会計歳入歳出予算」を「下水道事業会計予算」に改める。

第 5 条中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第 7 条中「市長」を「管理者」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 3 年 2 月 1 8 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

#### 提案理由

下水道事業に地方公営企業法の規定を適用させることに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。